

奈良県告示第四百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
桜井市高家（〇一五）土石流警戒区域	次の平面図のとお り	奈良県中和土木事務所 並びに桜井市役所土木 課及び明日香村役場 域づくり課
桜井市高家（〇一六）土石流警戒区域	次の平面図のとお り	奈良県中和土木事務所 並びに桜井市役所土木 課及び明日香村役場 域づくり課
桜井市高家（〇一七）土石流警戒区域	次の平面図のとお り	奈良県中和土木事務所 並びに桜井市役所土木 課及び明日香村役場 域づくり課
桜井市鹿路（〇〇一）土石流警戒区域	次の平面図のとお り	奈良県中和土木事務所 並びに桜井市役所土木 課及び明日香村役場 域づくり課
桜井市鹿路（〇〇八）土石流警戒区域	次の平面図のとお り	奈良県中和土木事務所

域	域	域	域
桜井市鹿路（〇一二）土石流警戒区	桜井市鹿路（〇一〇）土石流警戒区	桜井市鹿路（〇〇九）土石流警戒区	
おり	おり	おり	おり
次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	
奈良県中和土木事務所 並びに桜井市役所土木 課及び明日香村役場 域づくり課	奈良県中和土木事務所 並びに桜井市役所土木 課及び明日香村役場 域づくり課	奈良県中和土木事務所 並びに桜井市役所土木 課及び明日香村役場 域づくり課	並びに桜井市役所土木 課及び明日香村役場 域づくり課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。